

東京高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 差押停止請求控訴事件

国側当事者・国

令和3年6月30日棄却・確定

（第一審・東京地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和2年9月25日判決、本資料・徴収関係判決令和2年判決分（順号2020-22））

判 決

控訴人	X
被控訴人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	芳村 信夫
同	須波 敏之
同	伊藤 芳樹
同	小林 厚夫
同	池内 康将

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

（略称は原判決の例による。）

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、243万9600円及びこれに対する支払までの付帯金利を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人は、平成26年分から平成30年分まで（本件各年分）の所得税及び復興特別所得税（所得税等）について、申告期限までに確定申告書を提出しなかった。そのため、足立税務署長から、国税通則法（通則法）の規定に基づく税額等の決定及び無申告加算税の賦課決定（本件各決定）を受け、その後、足立税務署徴収職員から、預金債権の差押え（本件差押処分）及び取立て（本件取立て）を受けた。

控訴人は、本件各決定及びこれに続く本件差押処分が無効であると主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求又は通則法56条1項の規定に基づく過誤納金返還請求として、243万9600円（本件取立てによって徴収されたものとみなされた額）及びこれに対する付帯金利（控訴人は、当審第1回口頭弁論期日において、民法704条の規定に基づく利息又は通則法58条1項の規定に基づく還付加算金の趣旨であると釈明した。）の支払を求めた。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が請求の認容を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に係る当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要等」の1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 2頁22行目の「した(乙8)。」を「したが、国税不服審判所長は、令和2年8月3日、同審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした(乙8、13)。」に改める。

(2) 3頁25行目の末尾に「なお、①の横領行為に関しては、C社の設立に際して控訴人は300万円を拠出したが、自らの出資に充てたのはそのうちの150万円のみであり、残150万円はDに貸し付け、これをDが出資したものであったのに、別件訴訟においてDの代理人弁護士が和解調書をねつ造して、300万円全額が控訴人の出資金であったことにしたものである。このことに関しては、別途訴訟を提起しており、その旨を国税不服審判所長にも通知済みであって、被控訴人もこれを確認したはずである。」を加える。

(3) 4頁18行目の末尾に行を改めて次のとおり加える。

「なお、控訴人は、国税不服審判所長に対して横領に関する資料を提出し、被控訴人も横領について確認したはずである旨主張するようであるが、本件各決定に係る審査請求を棄却する旨の裁決において、国税不服審判所長は、控訴人が主張する横領による損失が生じたとは認められない旨判断したから、この点に関する控訴人の主張も理由がない。」

(4) 11頁16行目の末尾に行を改めて次のとおり加える。

「5 雑損控除に関するもの

(1) 所得税法72条1項は、居住者(中略)の有する資産(括弧内省略)について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合(括弧内省略)において、その年における当該損失の金額(括弧内省略)の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額(中略)から控除する旨定める。

(2) 平成25年法律第5号による改正前の租税特別措置法37条の10第6項は、同条1項の規定の適用がある場合には、同項各号に定めるところによる旨定め、同項5号は、所得税法71条から87条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額」とする旨定める(なお、租税特別措置法37条の11第6項が準用する同法37条の10第6項は、平成28年1月1日以後に上場株式等の譲渡をした場合について、同様に定める。)。」

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。

1 6頁2行目から3行目にかけての「うかがわれること」の次に「、控訴人が主張する和解調書のねつ造等についても、別途、民事訴訟において係争中である旨控訴人は主張していること」を加える。

2 6頁23行目の「課税標準」から24行目の末尾までを「雑損控除(平成26年分及び平成27年分につき、平成25年法律第5号による改正前の租税特別措置法37条の10第6項5

号の規定による読み替え後の所得税法72条1項、平成28年分ないし平成30年分につき、租税特別措置法37条の11第6項及び同法37条の10第6項5号の規定による読み替え後の所得税法72条1項)をすべきである旨主張するものであったとしても」に改める。

3 13頁の別表中「所得控除の額の合計(⑤+⑥+⑦)」を「所得控除の額の合計(⑤+⑥+⑦+⑧)」に改める。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 村上 正敏

裁判官 伊良原 恵吾

裁判官 松永 智史